

施術担当者各位

長崎県後期高齢者医療広域連合
事務局長 松下 貞行
(公印省略)

はり、きゅう施術費助成金の申請上の留意事項について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記については、次のとおりですので、その取扱いに遺憾のないようご配慮願います。

記

1. はり、きゅう施術明細書について

(1) 月毎の申請書に添付する際、被保険者番号順に並べて提出すること。

(2) 記載事項について

全て漏れなく正確に記載すること。

(記載しないのは「審査決定額」欄のみ。他は全て記載する必要がある。)

「被保険者番号」欄は、頭のゼロを省略せず、必ず8桁となること。

(誤って「39」から始まる「保険者番号」を記載していることが散見される。)

「申請額」欄の未記載が目立つので必ず記載すること。

作成後は、記載漏れ、印漏れ、記載誤りがないか、入念に確認したうえで提出すること。

(3) 施術師団体に属する施術担当者の明細書は、県内または支部毎に集約され、大量になることから、明細書の内容(指定番号、被保険者番号、施術日、施術の種類)を電子データ(エクセル形式)として作成し、作成した電子データを記録した電子媒体(USBメモリ、CD-R、FD等)を、申請書等に加えて提出するよう努めること。

(データ化することで、団体内での審査を正確かつ効率よく実施でき、事務の効率化に資する。)

2. 施術担当者の指定について

施術担当者については、長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 号において、要件を満たす「施術師（個人）」を規定している。各市町における同様の事業においては、「施術所」単位で取り扱っている市町もあるが、本事業は、広域連合長が指定した施術師（施術担当者）が行った施術に対して助成するものであるので、例えば同一施術所内に複数の施術師が存在する場合、指定を受けた施術師（施術担当者）が行った施術のみが助成対象となること。仮に、他の指定を受けていない施術師が行った施術を施術担当者が行った施術に含めて申請した場合、第 15 条の規定により、助成金の一部又は全部を返還していただくこともあるので、施術担当者の指定申請について適切に行うこと。

3. その他

(1) 平成 20 年 7 月 1 日付 20 長広事第 87 号でも通知しているところであるが、被保険者に対して助成の対象となる施術を行う前に、当月の他の施術担当者による施術の実施確認を必ず行い、被保険者当たりの助成対象回数（1 日 1 回、1 ヶ月 5 回）を超えることのないよう適正化に努めること。

助成対象回数を超えた施術に係る助成金相当分の返還請求に対し、当該被保険者からの問い合わせ等では、上記のような確認をされたことはなく、また、上記通知と同時に送付した広報ポスターも見たことがないというご意見もあるので、規則第 7 条の規定により、被保険者への窓口対応及び制度の周知徹底には万全を期すこと。

(2) 施術を行う前の被保険者証の確認について

被保険者番号について、明細書への転記誤りが依然として散見される状況であるので、被保険者番号の確認は、その都度確実にすること。

年齢到達により新たに資格を取得する者に対しては、誕生月の前月末頃に各市町から被保険者証を送付しており、誕生日前に誤って提示することも考えられることから、「発効期日」欄の確認を確実にすること。

本事業は、長崎県後期高齢者医療の被保険者を対象としているので、「保険者名」欄に「長崎県後期高齢者医療広域連合」と記載していることの確認を行うこと。

【お問い合わせ先】

長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課

電話： 095-816-3930

F A X： 095-823-2425

メール：jigyuu@kouiki.ecweb.jp

W E B：<http://www.kouiki.ecweb.jp/>